

最高裁判所裁判官国民審査公報

高知県選挙管理委員会



略歴

最高裁判所判事
おに まる か おる
鬼丸かおる
昭和二十四年二月七日生

東京都生まれ。東京教育大学（現・筑波大学）附属小、中学校、同高校を経て、東京大学法学部私法コース、公法コースを各卒業

昭和四八年 四月 司法修習生
五〇年 四月 弁護士登録（山梨県弁護士会）
五三年 三月 弁護士登録（東京弁護士会）
六年 四月 司法研修所民事弁護教官
一七年 四月 東京弁護士会法曹養成センター委員長代行
一八年 四月 東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長
二〇年 二月 厚生労働省労働保険審査会委員
このほか、弁護士会の各種委員会委員、省庁の審議会委員等を務める。

二五年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二五年九月四日 大法廷決定
婚外子の相続分を嫡出子の二分の一と定めた民法九〇〇条四号ただし書前段の規定は、憲法違反である（全員一致）。

二 平成二五年一月二〇日 大法廷判決
平成二四年二月施行の衆議院議員小選挙区選出議員の選挙は違憲状態の選挙区割りで行われたが、是正のための合理的期間は経過していないので区割規定は合憲であるとした多数意見につき、憲法は国民の投票価値をできる限り一対一に近い平等を保障していると解すべきであるから同選挙区割りはこれに反するが、右のような投票価値の平等を保障する選挙制度の構築には時間を要するとの理由で、右の合理的期間は経過していないとの意見を付加した。

三 平成二六年三月二四日 第二小法廷判決
後に鬱病が労災認定されて無効となった解雇による損害の賠償では、使用者に労働者の健康に関わる労働環境等に十分に注意すべき安全配慮義務があり、体調不良を訴える等していた本件では、労働者から過去の精神科通院等の申告がないことを重視して過失相殺をすることはできない（全員一致・裁判長）。

四 平成二六年一月二九日 第二小法廷決定
県議会の議員が県から交付された政務調査費の支出に係る一万円以下の支出の領収書その他の証拠書類等及び会計帳簿は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たらないとして、文書提出命令を認めるべきものとした（全員一致・裁判長）。

五 平成二六年一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月に施行された参議院議員通常選挙は違憲状態の定数配分で行われたが、なお定数配分規定は合憲であるとした多数意見に対し、できる限り一人一票に近づけることが憲法の要請であつて、同選挙の時点で既に国会の裁量権の限界を超えており違憲であるから、同選挙は違法であると宣言すべきであるとの反対意見を付した。

裁判官としての心構え

三八年間、当事者の代理人あるいは弁護人である弁護士として、裁判所の判断を求める立場にいました。市民の目線から見る裁判官の任務は、憲法の精神と条文に忠実であり、証拠に基づいた事実には謙虚に向き合つて、良心に従い、誠実公正な裁判を行うことであると考えてきました。

裁判官就任後は、描いてきた裁判官の任務を自ら実践するよう心がけています。最高裁判所は、紛争を抱える当事者や罪に問われる人々の最後の砦です。最終審を担う一員として、普遍的な憲法や法令の精神を基礎としつつ、多面的な見方に心配りして、憲法の番人の呼び名に恥じないよう、正しい判断を行うことが最も重要な職責であると考えています。



略歴

最高裁判所判事
き うち みち よし
木内道祥
昭和二十三年一月二日生

徳島県生まれ。東京大学法学部卒業

昭和四八年 三月 司法修習生
四八年 四月 弁護士登録（大阪弁護士会）
五〇年 四月 大阪家庭裁判所調停委員
四年 四月 大阪弁護士会倒産法改正問題検討特別委員会委員長
一三年 四月 法制審議会民事・人事訴訟法部会人事訴訟法分科会委員
一三年一月 日弁連倒産法改正問題検討委員会委員
一八年 七月 最高裁判所判事
二五年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二五年九月四日 大法廷決定
嫡出でない子の相続分を嫡出子の二分の一とする民法の規定が憲法一四条に反するものとした（全員一致）。

二 平成二五年一月二〇日 大法廷判決
平成二四年二月一六日実施の衆議院議員総選挙の小選挙区の区割規定について、投票価値の較差は違憲状態であり、かつ、それが合理的期間内には是正されておらず違憲であるが無効とはいえないもの、今後、裁判所の裁量により一部選挙区の選挙を無効とすることがありうるとの反対意見を述べた。

三 平成二五年一月一〇日 第三小法廷決定
性同一性障害者特例法により男性への性別の変更を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子も嫡出推定を受けるとした（多数意見に加わり、補足意見を述べた）。

四 平成二六年一月一四日 第三小法廷判決
認知者は、自らした認知の無効を民法七八六条により主張することができ、これは血縁上の父子関係がないことを知って認知した場合においても異ならないとした（多数意見に加わり、補足意見を述べた）。

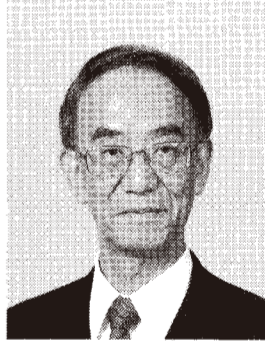
五 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決
産業廃棄物の最終処分場の周辺に居住する住民のうち、最終処分場から排出される有害物質に起因する大気や土壌の汚染などにより健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は産業廃棄物等処分業の許可処分無効確認等を求める訴訟の原告適格があり、最終処分場の中心地点から一・八キロメートル以内で環境影響調査の対象区域に居住する者がそれに該当するものとした（全員一致）。

六 平成二六年一月二八日 第三小法廷判決
無限連鎖講を営む破産者から会員契約により配当を受けて利益を得た者が、破産管財人からの不当利得返還請求を不法原因給付に当たるとして理由として返還を拒むことは、信義則上許されないとした（全員一致。裁判長。補足意見を述べた）。

七 平成二六年一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月二一日実施の参議院議員通常選挙の定数配分規定について、投票価値の較差は違憲状態であり、かつ、それが同選挙までには是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えていて違憲であり、議員一人当たりの選挙人数の少ない順に裁判所の選定した数の選挙区の選挙を無効としうるが、今回は無効とはいえないとの反対意見を述べた。

裁判官としての心構え

先入観なく事案にのぞみ、その上で、事案の個別性と共通性の両面をみる。時代を通じて変わらないものを維持することと時代の変化に応じることを両立させる。これが裁判をするに於いて、私が目指していることです。



略歴

最高裁判所判事
い け が み ま さ ゆ き
池上政幸
昭和二十六年八月二九日生

仙台市に生まれ、同市立木町通小学校、東北大学教育学部附属中学校を経て宮城県仙台第一高等学校を卒業

昭和五〇年 三月 司法修習生
五〇年 四月 東北大学法学部卒業
五二年 四月 検事に任命
以後、東京地検、水戸地検、仙台地検の検事、釧路地検北見支部長、松山地検検事正、最高検検事などとして勤務するとともに、法務省の大官官房参事官、刑事局刑事課長、同局総務課長、大臣官房人事課長、官房審議官、官房長などを務める。

平成二二年 一月 最高検公判部長
二二年 六月 最高検刑事部長
二三年 八月 次長検事
二四年 七月 名古屋高検検事長
二六年 一月 大阪高検検事長（同年七月退官）
二六年一〇月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年一月一八日 第一小法廷決定
公判審理を担当している裁判所が、それまでの公判審理の経過や共犯とされる者との関係などを踏まえ、被告人が関係者に対し実効性のある罪証隠滅行為に及ぶ現実的可能性は高いとはいえないことなどを考慮して保釈を許可した決定に対し、抗告を受けた裁判所としては、公判審理を担当している裁判所の判断が委ねられた裁量の範囲を逸脱していないかどうか、すなわち不合理でないかどうかを審査すべきであり、公判審理を担当している裁判所の判断を覆すためには、その判断が裁量の範囲を逸脱している不合理であることを具体的に示す必要があるとした上、これを具体的に示さず保釈を許さないとした抗告審の決定を取り消し、改めて被告人の保釈を許した（全員一致）。

二 平成二六年一月二六日 大法廷判決
平成二五年七月の参議院（選挙区選出）議員の通常選挙について、当時の議員定数配分規定の下における選挙区間の投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、平成二八年に施行される通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を附則に定めた改正公選法の趣旨に従った方向での国会における是正の実現に向けた取組を、国会の裁量権行使の在り方として相当なものでなかったというのではできない。したがって、本件選挙までの間に議員定数配分規定の更なる改正がなされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、同定数配分規定が憲法に違反するに至っていないとはいえない（多数意見）。

裁判官としての心構え

現代の日本においては、社会、経済の変化が著しく、科学技術の進歩や国際化の進展に伴って、国民の法意識も変化していく中で、新しい形の法的紛争や法解釈の問題が出てきています。広い視野を持ち、様々な視点から、証拠により認められる事実を正確に把握し、公正で妥当な法的解決を求めていかなければならないと思います。

私は、かねてから「激せず、躁（さわ）がず、事に臨んでは冷静沈着に」という言葉に、物事を正確に理解した上で冷静沈着な判断をすることが大事だと教えられました。これからも、この言葉を大事にしなが、裁判所に判断を求められている一つの具体的な事件について、法による適正妥当な解決を図るため、公正にして誠実に、力を尽くしていきたいと考えています。

投票日…12月14日（日）

国民審査をお忘れなく！

○投票時間は、午前7時から午後8時までです。（一部の地域を除く。）
○投票日に投票にいけない人は、期日前投票をしましょう。各市町村の選挙管理委員会で午前8時30分から午後8時まで受付ています。